

情報通信技術 (IT) の利活用に関する制度整備検討会  
の進め方について



平成27年10月30日  
内閣官房IT総合戦略室

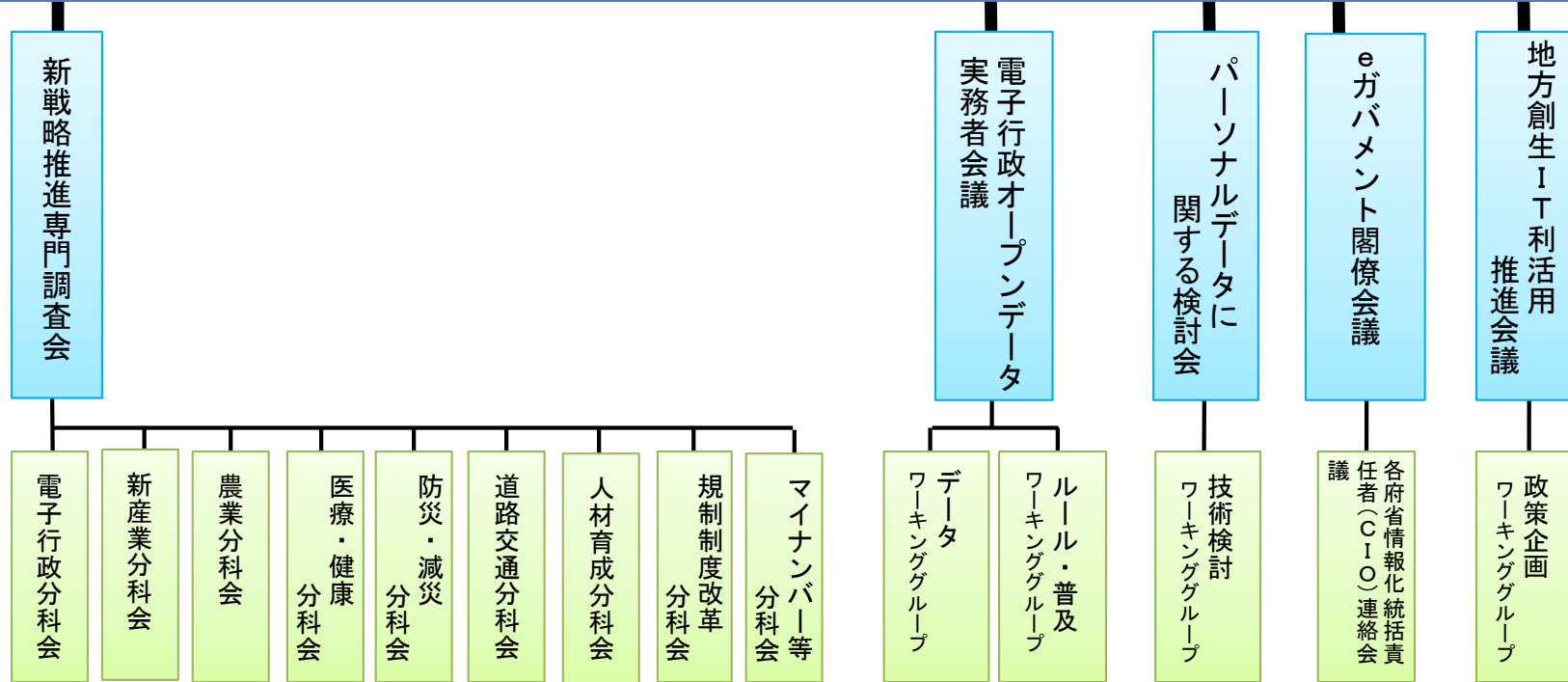
# 1. 情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会の概要

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）



情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会

急速な少子高齢化の進展等の我が国が直面する課題解決に資する情報通信技術(IT)の利活用のための制度整備を検討する。

## 2. 想定スケジュール

平成27年10月下旬 規制制度改革分科会にて情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会の立ち上げを決定

※各回括弧内は検討内容(想定)

	平成27年10月	平成27年11月			平成27年12月	平成28年1月～
規制制度改革分科会	<p>▲ 検討会設置決定 (座長決定)</p>				<p>▲ 会合 (中間報告)</p>	
情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会	<p>▲ 30日 第1回会合 (論点整理)</p>	<p>▲ 第2回会合 (関係者ヒアリング①)</p>	<p>▲ 第3回会合 (関係者ヒアリング②)</p>	<p>▲ 第4回会合 (関係者ヒアリング③)</p>	<p>▲ 第5回会合 (中間報告)</p>	<p>(引き続き検討)</p>

# (参考)情報の円滑な流通等の促進に向けた制度整備関連の記載

## 『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－(平成27年6月30日閣議決定)

### iii) 情報の円滑な流通やビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備

マイナンバー制度の運用開始、パーソナルデータに関する法律の見直し等により、IT利活用の基盤が整いつつある中、IT利活用による、生活や経済活動における安全・安心と利便性や真の豊かさを、国民が実感できるようにするため、従来の対面・書面原則を転換し、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、以下の事項等について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。

- ・ 安全・安心な情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設
- ・ マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた 申請等の電子化・ワンストップ化
- ・ 個別法令で規定されている 申請等の手続のオンライン化
- ・ 企業のサイバーセキュリティ経営の促進
- ・ データを活用した新たなビジネスモデルを創出する企業のチャレンジを促進する環境整備
- ・ シェアリングエコノミー等の新たな市場の活性化 等

### iv) IT利活用の更なる促進

#### ⑥ パーソナルデータの利用環境整備

(中略)

また、例えば、医療・健康分野などの各種データについて、本人同意に基づき個人の情報を収集・管理し、各種サービス事業者や研究機関による各種サービスの質の向上等につなげるために、収集手続の簡略化を許すとともに、代理機関(仮称)の設置について検討し、次期通常国会を目的に必要な法制上の措置を講ずる。

## 世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)

### (1) 新たなIT利活用環境の整備

マイナンバー制度やパーソナルデータに関する法律の見直し等により、様々な分野において「IT利活用基盤」が整いつつある中、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面におけるIT利活用をより一層加速させるため、現状の枠組みの抜本的な見直しを図り、国民生活の安全・安心・公平・豊かさの実現と産業振興を推進する。そのため、電子的処理や情報の高度な流通性の確保等を基本原則としつつ、安全・安心に情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設、マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。